

第3節 ボランティアの活動環境の整備

関係機関	公民協働推進室、福祉総務課、社会福祉協議会
------	-----------------------

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市は、府及び社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO等と連携して、社会福祉協議会の「災害ボランティアセンター設置／運営マニュアル」等を活用し、相互に協力するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第1 受入れ窓口の整備

市は、災害時にボランティア活動を行おうとする者の受入れ・活動の調整を行うため、災害時ボランティアの窓口である社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に支援する。

第2 事前登録

市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、「災害時におけるボランティア活動事前登録カード」を利用して、事前登録を行う。

第3 ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

第4 ボランティア活動の普及・啓発

市は、府及び社会福祉協議会と協力して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動が行えるよう、住民、企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

第5 NPOとの連携

市は、日常的にボランティア活動や対人的サービスを行うNPOと、情報の共有と連携が図れる体制を整備する。

また、市と社会福祉協議会、NPO・ボランティア等で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う環境の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

資料編	2-19 災害時におけるボランティア活動事前登録カード（団体用、個人用）
-----	--------------------------------------